

○木更津市法定外公共物の管理に関する条例

平成14年2月28日条例第4号

改正

平成19年9月29日条例第22号

木更津市法定外公共物の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、木更津市が所有する法定外公共物の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法定外公共物 認定外道路及び水路並びにこれらと一体をなす管理施設であつて、木更津市が所有権を有し、かつ、公共の用に供されているものをいう。
- (2) 認定外道路 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路をいう。
- (3) 水路 河川法（昭和39年法律第167号）及び下水道法（昭和33年法律第79号）の適用又は準用を受けない河川、水路、湖沼、ため池その他の水流又は水面をいう。
- (4) 管理施設 道路又は河川の維持管理に必要な施設又は工作物をいう。

(禁止行為)

第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに法定外公共物を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに法定外公共物に土石、竹木、ごみ、汚物、その他これらに類する物を投棄し、又はたい積すること。
- (3) 法定外公共物の機能、又は構造に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(行為の許可)

第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下において、工作物、物件又は施設を新築し、改築し、又は除去するため使用すること。
- (2) 法定外公共物の敷地を掘削し、又は盛土し、若しくは管理施設を新築し、改築し、付け替えし、若しくはこれらに類する工事をすること。
- (3) 法定外公共物の敷地を掘削し、砂利、砂、土砂、その他これらに類するものを採取すること。

と。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の許可をするにあたって法定外公共物の管理上必要な条件を付することができる。

(国等の特例)

第5条 国又は地方公共団体が前条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、市長との協議によるものとする。

(許可の期間)

第6条 第4条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）の期間は、3年以内とする。ただし、水道事業、下水道事業、鉄道事業、ガス事業、電気事業又は第1種電気通信事業の用に供する使用物件の許可の期間については、10年以内で市長が定める期間とする。

(許可の変更)

第7条 許可を受けた者が、許可を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 第4条の規定は、前項の許可の変更について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 許可を受けた者は、許可により生じた権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(権利義務の承継)

第9条 許可を受けた者が死亡したとき、又は許可を受けた法人が合併若しくは分割（第4条に規定する行為に係る事業を承継させるものに限る。）をした場合において、その相続人又は合併後に存続する法人、若しくは合併によって新たに成立した法人若しくは分割により当該事業を承継した法人が当該許可により生じた権利義務を承継しようとするときは、相続の開始又は合併若しくは分割の日から1月以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は許可に付した条件を変更し、若しくは法定外公共物の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又は条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 詐欺、その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 許可に係る工事及び工作物等が法定外公共物の管理に支障をきたすとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要が生じたとき。

(無許可行為に対する処置)

第11条 市長は、許可を受けないで法定外公共物を使用等する者があるときは、直ちにその使用等を停止させ、原状回復及び当該行為により生ずる危険防止、その他必要な処置を命ずることができる。

(原状回復)

第12条 許可を受けた者は、許可の期間が満了したとき、又は許可を受けた行為を途中で廃止したとき若しくは第3条各号に規定する禁止行為に該当する行為をした者は、直ちに法定外公共物を原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、原状に回復することが適当でなく、市長が原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(義務履行の費用)

第13条 この条例の規定に基づき市長が命じた処分による義務を履行するために要する費用は、当該義務を履行すべき者が負担しなければならない。ただし、第10条第5号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(使用料及び生産物採取料)

第14条 許可を受けた者は、別表に定める使用料及び生産物採取料（以下「使用料等」という。）を納入しなければならない。

(使用料等の徴収方法)

第15条 市長は、使用料等を許可の際に全額徴収する。ただし、許可の期間が当該許可した日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、それぞれ各年度の当初に徴収するものとする。

(使用料等の減免)

第16条 市長は、使用料等を納付すべき者が次のいずれかに該当するときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害、その他特別の理由があると認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、使用料等を徴収することが不適當であると認めるとき。

(使用料等の不還付)

第17条 この条例の規定により徴収した使用料等は還付しない。ただし、第10条第5号の規定により許可を取り消したとき、その他市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(立入調査)

第18条 市長は、許可をした場合において、法定外公共物の管理上特に必要があると認めるときは、

職員をして許可した使用等の場所又はこれらに関係のある建物その他の工作物に立ち入り、所要の調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(過料)

第19条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第3条の規定による禁止行為に違反した者
- (2) 許可を受けずに第4条第1項各号に掲げる行為をした者又は同条第3項の許可条件を遵守しない者
- (3) 第8条の規定に違反し、許可により生じた権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供した者
- (4) 第10条又は第11条の規定による市長の命令に従わなかった者
- (5) 第12条の規定による原状回復をせず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 2 市長は、詐欺、その他不正の行為により第14条に規定する使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行後に、市が新たに取得した法定外公共物において、国土交通省所管公共用財産管理規則（昭和32年千葉県規則第18号）第4条の許可を受けて占有等をしていた者が、引き続き当該法定外公共物の使用等をする目的で、第4条の許可を受けたときは、当該法定外公共物が市の所有となった日から当該許可を受けた日までの間、当該許可を受けて使用等をしていたものとみなす。

附 則（平成19年9月29日条例第22号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日（以下「施行日」という。）か

ら施行する。(後略)

別表 (第14条)

1 使用料

区分		単位	金額		
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話	電柱類 (支線及び支線柱含む。)	1本1年につき	1,100円		
	街灯 (電柱類は除く。)		250円		
話所広告塔その他これらに類する工作物	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1本1年につき	770円		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		300円		
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	3,420円		
	その他のもの	長さ1メートル1年につき	50円		
		占有面積1平方メートル1年につき	770円		
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	水道、電気、ガス事業等のための使用に係るもの	外径が20センチメートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	80円	
		外径が20センチメートル以上40センチ未満のもの		160円	
		外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの		390円	
		外径が1メートル以上のもの		800円	
	その他のもの	外径が20センチメートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	100円
		外径が20センチメー			210円

	トル以上40センチメートル未満のもの		
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの		530円
	外径が1メートル以上のもの		1,050円
鉄道、軌道その他これらに類する施設		占有面積1平方メートル	600円
歩廊、雪よけその他これらに類する施設		ル1年につき	770円
地下街、地下室通路、浄化槽その他これらに類する施設	上空又は地下に設ける通路	占有面積1平方メートル	1,680円
	その他のもの	ル1年につき	770円
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル1日につき	61円（使用期間が1月以上の場合には60円）
	その他のもの	占有面積1平方メートル1月につき	310円
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	310円
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	3,420円
標識		1本1年につき	640円
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本1日につき	36円（使用期間が1月以上の場合にはあ

			っては35 円)
	その他のもの	1本1月につき	310円
幕（工事用施設であ るものを除く。）	祭礼、縁日等の際し一時的に設けるもの	その面積1平方メート ル1日につき	36円（使用 期間が1 月以上の 場合にあ っては35 円)
	その他のもの	その面積1平方メート ル1月につき	310円
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	3,420円
	その他のもの		1,820円
工事用施設及び工事用材料		占用面積1平方メート	310円
仮設建築物及び一時収容施設		ル1月につき	80円
工作物を設置せず原形のまま使用するもの		1平方メートル1年に つき	160円
工作物を設置するために使用するもの			210円
宅地として使用するもの			250円
耕作地			近傍農地 等級別小 作料の範 囲
採草地、放牧地その他これらに類するもの			7円
工作物を設置する漁業敷地		1平方メートル1年に つき	6円
ゴルフ場			100円
運動場その他これに類するもの			16円
流水使用	発電の用に供するもの		河川法施 行令第18 条第1項

			第3号に規定する国土交通大臣が定める額
	鉱工業の用に供するもの	毎秒1リットル1年につき	4,630円
	製氷冷凍の用に供するもの		450円
	その他の用に供するもの		30円

2 生産物採取料

区分	単位	金額
砂利	1立方メートルにつき	250円
砂		210円
土砂		150円

備考

- 1 使用料等の額が1件100円未満の場合は100円とする。
- 2 表示面積、使用等面積若しくは使用等物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 3 体積が1立方メートル若しくは1リットル未満であるとき、又は体積に1立方メートル若しくは1リットル未満の端数があるときは、1立方メートル又は1リットルとして計算するものとする。
- 4 使用料等の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料等の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。